



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年11月11日金曜日 第1710号

## ◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1151

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....1153

医師の指定.....1154

指定居宅支援事業者の指定（3件）.....1154

指定身体障害者療護施設の指定.....1155

医療機関の指定.....1155

保安林の指定の解除.....1155

公有水面埋立免許の出願（3件）.....1155

公有水面埋立工事のしゅん功認可.....1159

道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....1159

道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....1159

道路の供用開始（ " ）.....1159

## 公 告

争議行為の通知の公表.....1160

## 告 示

### ○愛媛県告示第1990号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
新居浜電子株式会社  
新居浜市王子町1番1号  
代表取締役社長 渡邊光廣
- 事業場の名称及び所在地  
新居浜電子株式会社  
新居浜市王子町1番1号
- 特定施設に関する事項  
(1) 新RTRめっき2号

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号 電気めっき施設
特定施設の能力	1日当たり480キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後約1ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連続（ただし土・日曜日は除く）			
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間			
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し			
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項 目	蒸 留 系	イオン交換系	濃 縮 系
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8.9~9.5 最大 8.0~10.0	通常 3.0~5.0 最大 2.0~6.0	通常 10.0~11.5 最大 10.0~12.5
	化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20	通常 2 最大 2	通常 150 最大 170
	浮遊物質（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
	窒素含有量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3	通常 10 最大 15	通常 150 最大 200
りん含有量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.3	通常 30 最大 50	
汚水等の1日当たりの量（単位：立方メートル）	通常 11.4 最大 12.7	通常 31.7 最大 35.1	通常 1.9 最大 2.2	

備考 発生する汚水は、污水处理施設Ⅱにおいて処理し、処理水は全て再利用する。

### (2) 銅めっき装置（14号、15号）

特定施設の種類	政令別表第1第66号 電気めっき施設		
特定施設の能力	1日当たり161キログラム処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後約2ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項 目	イオン交換系	還 元 系
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0	通常 3.0~5.0 最大 3.0~5.0

値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.3 最大 12.5	通常 2.4 最大 3.6
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 2.1	通常 1.1 最大 1.7
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 327 最大 345	通常 18 最大 19

備考 発生する汚水は、汚水処理施設Ⅳにおいて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 汚水処理施設Ⅱ

設置年月日	平成13年3月15日					
処理施設の種別	物理処理					
処理施設の型式	物理処理					
処理施設の構造	鋼材及び塩化ビニール等					
処理施設の主要寸法	18メートル×20メートル×4.77メートル					
処理施設の能力	1日当たり409立方メートル処理					
汚水等の処理の方式	蒸留法、蒸発法及びイオン交換法					
処理施設の使用時間間隔	連続(ただし土・日曜日は除く)					
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間					
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し					
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前		処理後		
		イオン交換系	蒸留系	濃縮系	濃縮系	
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.9~9.5 最大 8.0~10.0	通常 3.0~5.0 最大 2.0~6.0	通常 10.0~11.5 最大 10.0~12.5	通常 12.0~13.5 最大 12.0~13.5	
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2	通常 10 最大 20	通常 150 最大 170	通常 2,700 最大 2,800	
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	通常 1,300 最大 2,100	
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 2 最大 3	通常 150 最大 200	通常 4,600 最大 6,000	
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.3	通常 0.1 最大 0.1	通常 30 最大 50	通常 470 最大 750		

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 190 最大 221	通常 95 最大 110	通常 12 最大 14	通常 0.8 最大 0.9
----------------------------	------------------	-----------------	----------------	------------------

備考 処理水は、系内循環水として再利用し、処理残渣は、産業廃棄物処理業者に処理委託する。

(2) 汚水処理施設Ⅳ

設置年月日	平成17年5月1日			
処理施設の種別	物理処理及び化学処理			
処理施設の型式	物理処理及び化学処理			
処理施設の構造	鋼材及び塩化ビニール等			
処理施設の主要寸法	122.4メートル×12メートル×8メートル			
処理施設の能力	1日当たり5,328立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	還元法、中和法及びイオン交換法			
処理施設の使用時間間隔	連続			
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間			
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し			
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前		処理後
		イオン交換系	還元中和系	イオン交換系
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.1 最大 10.6	通常 2.9 最大 9.5	通常 4.9 最大 7.4
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.7 最大 2.3	通常 1.5 最大 2.4	通常 5.3 最大 7.2	
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 1.6 最大 2.5	通常 0.5 最大 0.8
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3,872 最大 4,080	通常 185 最大 197	通常 602 最大 630	

備考 処理水の一部は、再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.3 最大 8.0

浮遊物質 （単位 リットルに つきミ リグラム）	通常 5 最大 10
窒素含有量 （単位 リットルに つきミ リグラム）	通常 5.8 最大 8.1
りん含有量 （単位 リットルに つきミ リグラム）	通常 0.42 最大 0.76
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 1,394 最大 1,523

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第1991号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
新居浜電子株式会社  
新居浜市王子町1番1号  
代表取締役社長 渡邊光廣
- 事業場の名称及び所在地  
新居浜電子株式会社  
新居浜市王子町1番1号
- 特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号及び第66号
- 変更しようとする事項の内容  
汚水等の処理の方法及び排出水の汚染状態及び量の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 汚水処理施設Ⅱ

		変 更 前		変 更 後			
処理施設の能力		1日当たり320立方メートル処理		1日当たり409立方メートル処理			
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処 理 前		処 理 後	
				イオン交換系	蒸留系	濃縮系	濃縮系
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 0.7~11.5 最大 0.5~12.5	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0	通常 8.9~9.5 最大 8.0~10.0	通常 3.0~5.0 最大 2.0~6.0	通常 10.0~11.5 最大 10.0~12.5	通常 12.0~13.5 最大 12.0~13.5
	化学的酸素要求量（単位リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	通常 2未満 最大 2未満	通常 2 最大 2	通常 10 最大 20	通常 150 最大 170	通常 2,700 最大 2,800
	浮遊物質（単位リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	通常 1,300 最大 2,100

窒素含有量 （単位 リットルに つきミ リグラム）	通常 12 最大 16	通常 1未満 最大 1未満	通常 10 最大 15	通常 2 最大 3	通常 150 最大 200	通常 4,600 最大 6,000
りん含有量 （単位 リットルに つきミ リグラム）	通常 2.0 最大 2.0	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1 最大 0.3	通常 0.1 最大 0.1	通常 30 最大 50	通常 470 最大 750
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 267 最大 315	通常 262 最大 310	通常 190 最大 221	通常 95 最大 110	通常 12 最大 14	通常 0.8 最大 0.9

備考 処理水は、系内循環水として再利用し、処理残渣は、産業廃棄物処理業者に処理委託する。

(2) 汚水処理施設Ⅳ

		変 更 前		変 更 後		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処 理 前		処 理 後
				イオン交換系	還元中和系	イオン交換系
水素イオン濃度（水素指数）	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
化学的酸素要求量（単位リットルにつきミリグラム）	通常 6.2 最大 9.4	通常 4.6 最大 6.9	通常 7.1 最大 10.6	通常 2.9 最大 9.5	通常 4.9 最大 7.4	通常 4.9 最大 7.4
浮遊物質（単位リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
窒素含有量（単位リットルにつきミリグラム）	通常 1.9 最大 3.1	通常 6.8 最大 9.3	通常 1.7 最大 2.3	通常 1.5 最大 2.4	通常 5.3 最大 7.2	通常 5.3 最大 7.2
りん含有量（単位リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 0.8	通常 0.5 最大 0.8	通常 1 最大 1	通常 1.6 最大 2.5	通常 0.5 最大 0.8	通常 0.5 最大 0.8
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 4,251 最大 4,564	通常 4,251 最大 4,564	通常 3,872 最大 4,080	通常 185 最大 197	通常 602 最大 630	通常 602 最大 630

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

1号排出口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	化学的酸素要求量（単位リットルにつきミリグラム）	通常 4.2 最大 7.8	通常 4.3 最大 8.0
	窒素含有量（単位リットルにつきミリグラム）	通常 6.4 最大 8.6	通常 5.8 最大 8.1
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 1,454 最大 1,602	通常 1,394 最大 1,523

○愛媛県告示第1992号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	循 環 器 科	宇和島社会保険病院	城 徳 昌 典	宇和島市賀古町二丁目 1 - 37	平成 17年11月 1 日
肢 体 不 自 由	脳 神 経 外 科	医療法人蔡愛会石川病院	岡 崎 敏 之	四国中央市上分町732番地 1	”
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	公立学校共済組合 四国中央病院	松 山 和 男	四国中央市川之江町2233番地	”
視 覚 障 害	眼 科	”	井 上 昌 幸	”	”
音声、言語又はそしゃく・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内科・リハビリテーション科	米湊わたなベクリニック	渡 邊 英 次	伊予市米湊1477番 1	”
肢 体 不 自 由	内 科	波方中央病院	臼 谷 佐 和 子	今治市波方町樋口甲1683番地 1	”
肢体不自由・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	”	喜多医師会病院	池 本 純	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	”
肢体不自由・音声、言語又はそしゃく機能障害	神 経 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	永 井 将 弘	東温市志津川	”
呼 吸 器 機 能 障 害	呼 吸 器 内 科	医療法人社団久和会立花病院	井 内 英 人	新居浜市喜光地町一丁目13番地29号	”
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	白 石 敦	東温市志津川	”

○愛媛県告示第1993号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100210133	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	身体障害者短期入所	身体障害者短期入所事業所ていずい	西条市禎瑞字相生 5 番385番地	平成17年 11月 1 日

○愛媛県告示第1994号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100211123	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	身体障害者デイサービス	身体障害者デイサービスセンターていずい	西条市禎瑞字相生 5 番385番地	平成17年 11月 1 日

○愛媛県告示第1995号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100212113	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	身体障害者居宅介護	身体障害者居宅介護事業所ていずい	西条市禎瑞字相生5番385番地	平成17年11月1日

○愛媛県告示第1996号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の規定により、次のとおり指定身体障害者療護施設を指定した。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 身 体 障 害 者 療 護 施 設 の 設 置 者			サービスの種類	指 定 身 体 障 害 者 療 護 施 設		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100209416	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	身体障害者療護施設	身体障害者療護施設ていずい	西条市禎瑞字相生5番385番地	平成17年11月1日

○愛媛県告示第1997号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 日 年 月 日
レデイイよ米湊調剤薬局	伊予市米湊1372番地1		平成17年11月1日

○愛媛県告示第1998号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所  
新居浜市大永山字須領スズ尾344の1、字鶴嘴339の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1999号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、松山地方局建設部及び松山市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
松山市  
松山市二番町四丁目7番地2  
代表者 松山市長 中村 時広  
松山市岩崎町一丁目7番7号
- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - 埋立区域
    - ア 位置  
松山市元怒和甲942番1から同甲575番1までの地先公有水面
    - イ 区域  
次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに13点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L + 3.71メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域  
基点（松山市元怒和甲942番1地先に設置された金属錐）は、北緯33度58分27秒、東経132度32分29秒の地点  
1点は、基点から真北315度30分28秒19.75メートルの地点  
2点は、1点から真北152度18分29秒1.38メートルの地点  
3点は、2点から真北165度36分14秒1.11メートルの地点  
4点は、3点から真北188度06分14秒1.11メートルの地点  
5点は、4点から真北210度36分14秒1.11メートルの地点  
6点は、5点から真北233度06分14秒1.11メートルの地点  
7点は、6点から真北255度36分14秒1.11メートルの地点  
8点は、7点から真北278度06分14秒1.11メートルの地点  
9点は、8点から真北292度46分00秒1.14メートル

の地点

10点は、9点から真北 308 度15分50秒3.51メートル

の地点

11点は、10点から真北 315 度09分37秒5.22メートル

の地点

12点は、11点から真北 322 度28分31秒5.71メートル  
の地点

13点は、12点から真北57度22分12秒0.53メートルの  
地点

ウ 面積

132.25平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松山市元怒和甲 510 番から同甲 575 番 1 までの地先  
公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに  
13点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（松山市元怒和甲 942 番 1 地先に設置された金  
属鉾）は、北緯33度58分27秒、東経 132 度32分29秒の  
地点

1 点は、基点から真北 213 度23分24秒8.49メートル  
の地点

2 点は、1点から真北 226 度52分18秒 15.91 メートル  
の地点

3 点は、2点から真北 316 度31分17秒4.79メートル  
の地点

4 点は、3点から真北 226 度31分17秒 56.27 メートル  
の地点

5 点は、4点から真北 317 度20分29秒 62.72 メートル  
の地点

6 点は、5点から真北63度53分24秒 78.46 メートル  
の地点

7 点は、6点から真北 5 度18分02秒1.29メートルの  
地点

8 点は、7点から真北 291 度36分00秒4.15メートル  
の地点

9 点は、8点から真北66度04分55秒5.88メートルの  
地点

10点は、9点から真北64度13分28秒5.27メートルの  
地点

11点は、10点から真北53度19分43秒6.11メートルの  
地点

12点は、11点から真北 152 度09分46秒3.45メートル  
の地点

13点は、12点から真北 153 度08分51秒 39.38 メートル  
の地点

ウ 面積

4,355.60平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 130平方メートル

4 出願年月日

平成17年11月2日

○愛媛県告示第2000号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「  
法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の  
出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁  
、松山地方局建設部及び松山市役所において告示の日から起  
算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年11月11日

北条港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、  
その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町 119 番 1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

第一工区

松山市北条辻1603番1の地先公有水面

第二工区

松山市北条1082番1から同市北条辻1603番1までの  
地先公有水面

イ 区域

第一工区

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線及び7  
点と1点を結ぶ平成15年の秋分の満潮位（C・D・L  
・+3.33メートル）における陸と公有水面との接する  
線により囲まれた区域

基点（松山市北条辻1603番17地先の護岸上に設置さ  
れた金属鉾）は、北緯33度58分34秒、東経 132 度46分  
15秒の地点

1 点は、基点から真北29度58分43秒 28.69メートル  
の地点

2 点は、1点から真北23度45分35秒 38.52 メートル  
の地点

3 点は、2点から真北 293 度45分35秒0.77メートル  
の地点

4 点は、3点から真北23度45分35秒8.00メートルの  
地点

5 点は、4点から真北 113 度45分35秒0.77メートル  
の地点

6 点は、5点から真北23度45分35秒 15.22 メートル  
の地点

7 点は、6点から真北 336 度07分31秒2.92メートル  
の地点

第二工区

次の7点から13点までを直線で結んだ線及び13点と  
7点を結ぶ平成15年の秋分の満潮位（C・D・L・+  
3.33メートル）における陸と公有水面との接する線に  
より囲まれた区域

基点（松山市北条辻1603番17地先の護岸上に設置さ

れた金属鋸)は、北緯33度58分34秒、東経 132 度46分15秒の地点

7 点は、基点から真北24度21分06秒 92 .22メートルの地点

6 点は、7 点から真北23度45分35秒2 .92メートルの地点

8 点は、6 点から真北 108 度27分13秒 39 .06メートルの地点

9 点は、8 点から真北18度27分13秒0 .77メートルの地点

10点は、9 点から真北 108 度27分13秒8 .00メートルの地点

11点は、10点から真北 198 度27分13秒0 .77メートルの地点

12点は、11点から真北 108 度27分13秒 37 .36メートルの地点

13点は、12点から真北63度27分13秒3 .68メートルの地点

#### ウ 面積

第一工区 158 .78平方メートル

第二工区 226 .56平方メートル

合計 385 .34平方メートル

#### (2) 埋立てに関する工事の施行区域

##### ア 位置

###### 第一工区

松山市北条辻1603番17から同市北条1155番15までの地先公有水面及び陸域

###### 第二工区

松山市北条1155番15から同1082番11までの地先公有水面及び陸域

##### イ 区域

###### 第一工区

次のA点からF点までを順次直線で結んだ線及びF点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(松山市北条辻1603番17地先の護岸上に設置された金属鋸)は、北緯33度58分34秒、東経 132 度46分15秒の地点

A 点は、基点から真北 101 度07分20秒5 .39メートルの地点

B 点は、A 点から真北99度31分56秒102 .70メートルの地点

C 点は、B 点から真北 325 度52分12秒120 .08メートルの地点

D 点は、C 点から真北 336 度07分31秒2 .92メートルの地点

E 点は、D 点から真北 4 度10分38秒 24 .66メートルの地点

F 点は、E 点から真北 204 度57分14秒100 .63メートルの地点

###### 第二工区

次のB点からC点までを直線で結んだ線及びC点とB点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(松山市北条辻1603番17地先の護岸上に設置さ

れた金属鋸)は、北緯33度58分34秒、東経 132 度46分15秒の地点

B 点は、基点から真北99度36分42秒108 .09メートルの地点

G 点は、B 点から真北21度54分40秒 91 .31メートルの地点

H 点は、G 点から真北 289 度32分50秒 52 .04メートルの地点

I 点は、H 点から真北 293 度21分38秒 17 .01メートルの地点

E 点は、I 点から真北 296 度10分43秒 40 .30メートルの地点

D 点は、E 点から真北 176 度10分38秒 24 .66メートルの地点

C 点は、D 点から真北 156 度07分31秒2 .92メートルの地点

#### ウ 面積

第一工区 5 ,632 .77平方メートル

第二工区 5 ,783 .39平方メートル

合計 11 ,416 .16平方メートル

#### 3 埋立地の用途

ふ頭用地 約 380平方メートル

#### 4 出願年月日

平成17年11月 8 日

#### ○愛媛県告示第2001号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、松山地方局建設部及び松山市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

##### (1) 埋立区域

###### ア 位置

松山市元怒和甲511番から同甲575番1までの地先公有水面

###### イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線及び13点から15点までを結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+3.71メートル)の陸と公有水面との接する線並びに15点から27点までを順次直線で結んだ線及び27点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+3.71メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（松山市元怒和甲 942 番 1 地先に設置された金属鋸）は、北緯33度58分27秒、東経 132 度32分29秒の地点

1 点は、基点から真北 235 度43分17秒 16.05 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 351 度09分46秒5.96メートルの地点

3 点は、2 点から真北 295 度25分52秒5.06メートルの地点

4 点は、3 点から真北 299 度43分21秒5.00メートルの地点

5 点は、4 点から真北 304 度58分05秒5.00メートルの地点

6 点は、5 点から真北 310 度50分30秒4.35メートルの地点

7 点は、6 点から真北 223 度40分06秒1.63メートルの地点

8 点は、7 点から真北 315 度20分48秒1.98メートルの地点

9 点は、8 点から真北46度28分13秒1.63メートルの地点

10点は、9 点から真北 319 度08分53秒2.18メートルの地点

11点は、10点から真北 326 度38分30秒5.00メートルの地点

12点は、11点から真北 333 度22分20秒5.00メートルの地点

13点は、12点から真北 339 度06分18秒5.00メートルの地点

14点は、13点から真北64度35分40秒9.76メートルの地点

15点は、14点から真北 152 度31分48秒8.63メートルの地点

16点は、15点から真北 237 度22分12秒0.53メートルの地点

17点は、16点から真北85度06分19秒5.71メートルの地点

18点は、17点から真北 135 度09分37秒5.22メートルの地点

19点は、18点から真北 128 度15分50秒3.51メートルの地点

20点は、19点から真北 112 度46分00秒1.14メートルの地点

21点は、20点から真北98度06分14秒1.11メートルの地点

22点は、21点から真北75度36分14秒1.11メートルの地点

23点は、22点から真北53度06分14秒1.11メートルの地点

24点は、23点から真北30度36分14秒1.11メートルの地点

25点は、24点から真北 8 度06分14秒1.11メートルの地点

26点は、25点から真北 345 度36分14秒1.11メートルの地点

27点は、26点から真北 332 度18分29秒1.38メートルの地点

ウ 面積

419.97平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松山市元怒和甲 510 番から同甲 575 番 1 までの地先  
公有水面及び陸域

イ 区域

次の 1 点から13点までを順次直線で結んだ線並びに  
13点と 1 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（松山市元怒和甲 942 番 1 地先に設置された金属鋸）は、北緯33度58分27秒、東経 132 度32分29秒の地点

1 点は、基点から真北 213 度23分24秒8.49メートルの地点

2 点は、1 点から真北 226 度52分18秒 15.91 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 316 度31分17秒4.79メートルの地点

4 点は、3 点から真北 226 度31分17秒 56.27 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 317 度20分29秒 62.72 メートルの地点

6 点は、5 点から真北63度53分24秒 78.46 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 5 度18分02秒1.29メートルの地点

8 点は、7 点から真北 291 度36分00秒4.15メートルの地点

9 点は、8 点から真北66度04分55秒5.88メートルの地点

10点は、9 点から真北64度13分28秒5.27メートルの地点

11点は、10点から真北53度19分43秒6.11メートルの地点

12点は、11点から真北 152 度09分46秒3.45メートルの地点

13点は、12点から真北 153 度08分51秒 39.38 メートルの地点

ウ 面積

4,355.60平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 385平方メートル

漁港施設用地 約 30平方メートル

水路用地 約 5 平方メートル

合計 約 420平方メートル

4 出願年月日

平成17年11月 2 日



○愛媛県告示第2002号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、八幡浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

八幡浜市  
八幡浜市北浜一丁目1番1号  
代表者 八幡浜市長 高橋 英吾  
八幡浜市1557番地の1

2 埋立区域

(1) 位置

八幡浜市保内町磯崎1468番地先の公有水面

(2) 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+3.30メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（八幡浜市保内町磯崎1468番地先に設置された標

柱）は、北緯33度32分39秒、東経132度24分54秒の地点

1点は、基点から真北347度11分32秒49.21メートルの地点

2点は、1点から真北350度46分37秒104.92メートルの地点

3点は、2点から真北59度31分18秒21.87メートルの地点

4点は、3点から真北149度31分55秒11.89メートルの地点

5点は、4点から真北239度15分56秒0.69メートルの地点

6点は、5点から真北149度33分13秒75.01メートルの地点

7点は、6点から真北59度50分22秒0.72メートルの地点

8点は、7点から真北149度40分43秒10.67メートルの地点

(3) 面積

3,945.53平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成8年8月28日 愛媛県指令河第517号

4 しゅん功認可年月日

平成17年11月11日

○愛媛県告示第2003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市小松町新屋敷字元和甲990番5から 同町新屋敷字元和甲982番4まで	旧	メートル 13.6~27.2	キロメートル 0.041	
			新	13.6~30.5	0.041	

○愛媛県告示第2004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削明神60番から 同町弓削明神1番3まで	旧	メートル 4.0~10.0	キロメートル 0.255	
			新	9.0~12.0	0.255	

○愛媛県告示第2005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月11日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削明神60番から 同町弓削明神1番3まで	平成17年11月11日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成17年11月4日あったので公表する。

平成17年11月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成17年度年末一時金・その他
- 2 日時 平成17年11月15日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1の1の28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。